

京都市屋外広告物等違反指導要領

平成24年10月1日決定

平成28年2月5日決定

令和2年3月31日決定

令和3年3月31日決定

(趣旨)

第1条 この要領は、屋外広告物法（以下「法」という。）及び京都市屋外広告物等に関する条例（以下「条例」という。）の規定に違反して表示又は設置されている屋外広告物、掲出物件又は特定屋内広告物（以下「違反広告物等」という。）に係る違反指導に関し、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、法及び条例において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 手続違反通知書 許可申請の手続違反をしている旨を通知し、指導を受けるための来庁を促す文書をいう。
- (2) 基準違反通知書 許可基準等に違反している旨を通知し、指導を受けるための来庁を促す文書をいう。
- (3) 届出違反通知書 特定屋内広告物の届出等に違反している旨を通知し、指導を受けるための来庁を促す文書をいう。
- (4) 催告書 期限を定めて、許可等の申請又は是正措置を具体的に示した計画書の提出を促す文書をいう。
- (5) 勧告書 期限を定めて、許可等の申請の提出又は是正を行うことを勧告する文書をいう。
- (6) 指導是正計画書 違反広告物等の改修、除却その他の是正措置を具体的に記載した計画書をいう。

(巡回等)

第3条 違反指導を担当する職員(以下「担当職員」という。)は、管内の巡回により法及び条例の規定に違反している疑いのある屋外広告物等を発見したとき又はこれらに関する通報を受けたときは、速やかに必要な調査を行い、法及び条例の規定に違反している事実及び第6条に規定する違反指導等の適切な相手方を確認するものとする。

- 2 調査は、調査時の現況を写真及び書面で記録することにより行うものとする。この場合における写真の撮影に当たっては、撮影年月日を判読できるようにしておくものとする。
- 3 担当職員は、条例第41条第1項の規定に基づき住居の敷地等民有地に立ち入り調査をする場合には、あらかじめその居住者等の承諾を得ておかなければならない。承諾が得られないときは、立ち入らないものとする。

4 担当職員は、調査に当たっては、条例第41条第2項の規定に基づきその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(違反指導等の相手方)

第4条 この要領に基づく違反指導、措置命令等を行う際は、原則として、当該違反広告物等を表示、設置又は管理する者(以下「指導の相手方」という。)を相手方とするが、調査の結果、屋外広告業者等広告主以外の者が、表示、設置、維持管理又は除却等の業務を広告主から請け負い、当該違反広告物等について指導の相手方と認められるときは、この限りではない。

(関係機関との協議)

第5条 違反広告物等が他法令に触れると認められるときは、関係機関又は関係所属に連絡し、当該機関又は所属と協議するものとする。

(違反指導)

第6条 違反広告物等の是正については、次の各号のとおり指導するものとする。

(1) 条例第4条又は第22条(表示を禁止する屋外広告物等)の規定に違反して表示される屋外広告物、又は設置される掲出物に関しては、次のとおり指導するものとする。

ア 発見次第、違反広告物等に表示された連絡先等に電話又は訪問し、指導の相手方に対して直ちに必要な措置を行うよう指導する。

イ アの指導を行っても必要な措置がされないときは、原則として条例第39条第1項の規定に基づく措置命令を行う。

(2) 条例第5条(屋外広告物の表示等を禁止する物件)又は第6条第1項(屋外広告物の表示等を禁止する地域又は場所)の規定に違反して表示される屋外広告物、又は設置される掲出物件に関しては、次のとおり指導するものとする。

ア 発見次第、違反広告物等に表示された連絡先等に電話又は訪問し、当該違反広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者に対して直ちに必要な措置を行うよう指導する。

イ アの指導を行っても必要な措置がされないときは、原則として条例第39条第1項の規定に基づく措置命令を行う。

(3) 無許可で表示されている屋外広告物又は設置されている掲出物件に関しては、次のとおり指導するものとする。

ア 条例第9条第1項、第23条第1項又は第34条の3第1項(屋外広告物の表示等の許可)に違反しているが、許可基準に適合しており、許可申請すれば許可を得ることができると見込まれる違反広告物等の指導。

(ア) 違反広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者に対する手続違反通知書の適切な送達先を確認する。

(イ) 違反広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者が特定できれば、手続違反通知書

を送付又は直接交付により送達する。

(ウ) (イ) の手続違反通知書による期限までに相手方が来庁しないときは、手続違反再通知書を送付又は直接交付により送達する。

(エ) (ウ) の手続違反再通知書の期限までに許可申請等がないときは、催告書を送付又は直接交付により送達する。

(オ) (エ) の催告書の期限までに許可申請書等がないときは、勧告書を送付又は直接交付により送達する。

(カ) (オ) の勧告書の期限までに当該違反広告物等に対する許可申請又は除却をしないときは、原則として条例第39条第1項の規定に基づく措置命令を行う。

イ 条例第11条第1項、第25条第1項又は第34条の5第1項(許可の基準)に違反し、許可基準に適合していないため、許可することができないと見込まれる違反広告物等の指導。

(ア) 違反広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者に対する基準違反通知書等の適切な送付先を確認する。

(イ) 違反広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者が特定できれば、基準違反通知書を送付又は直接交付により送達する。

(ウ) (イ) の基準違反通知書の期限までに指導の相手方が来庁しないときは、基準違反再通知書を送付又は直接交付により送達する。

(エ) (ウ) の基準違反再通知書の期限までに指導の相手方が来庁しないときは、催告書を送付又は直接交付により送達する。

(オ) (エ) の催告書の期限までに指導是正計画書の提出等がないときは、勧告書を送付又は直接交付により送達する。

(カ) (オ) の勧告書の期限までに当該違反広告物等を是正しないときは、原則として条例第39条第1項の規定に基づく措置命令を行う。

(キ) 指導の過程で当該違反広告物等を自主撤去し、又は是正のための許可を取得し、是正措置が完了したときは、担当職員により是正完了確認を行う。

(ク) 指導是正計画書が提出されたときは、下記により取り扱う。

a 指導是正計画の宥恕期間は、提出日から最長で6箇月以内とする。

b 指導是正計画の内容を審査し、不備等があれば必要な補正を指導する。

c 是正期限までの間、適宜進捗状況を確認する。

d 是正期限までに是正がされない場合は、原則として条例第39条第1項の規定に基づく措置命令を行う。

(4) 変更又は更新許可を受けず、許可条件に違反し又は維持管理がなされずに表示されている屋外広告物又は設置されている掲出物件に関しては、次のとおり指導するものとする。

ア 条例第9条第3項、第23条第1項又は第34条の3第2項(屋外広告物の表示等の変更許可)の規定に違反して表示される屋外広告物、又は設置されている掲出物件の指導。

(ア) 許可基準に適合していないため、変更許可をすることができないと見込まれる当該違反広告

物等については、(3)のイ(イ)から(オ)に準じて是正指導を行う。ただし、許可を受けずに変更された屋外広告物について、現状のままで手続すれば変更許可をすることができる見込みがあるものについては、(3)のア(イ)から(オ)に準じて違反指導を行うものとする。

(イ) (ア)の違反指導を行っても、期限までに指導是正計画書の提出がないとき又は変更許可申請がないときは、原則として、条例第39条第1項の規定に基づく許可の取消を行う。

(ウ) (イ)の許可の取消しを行っても、当該違反広告物等を直ちに除却しないときは、遅滞なく、条例第39条第1項の規定に基づく措置命令を行う。

(エ) 指導の過程で当該違反広告物等を自主撤去し、又は変更許可を取得し、是正措置が完了したときは、担当職員により是正完了確認を行う。

イ 条例第9条第5項、第23条第3項又は第34条の3第4項(屋外広告物の表示等の更新許可)の規定に違反して表示されている屋外広告物、又は設置されている掲出物件の指導。

(ア) 許可期間終了前の許可期間中に何らかの変更等により、許可基準に適合しない当該違反広告物等については、(3)のイ(イ)から(オ)に準じて是正指導を行う。ただし、現状のままで新規の許可申請をすれば許可することができる見込みがあるものについては、(3)のア(イ)から(オ)に準じて違反指導を行うものとする。

(イ) (ア)の違反指導を行っても、期限までに指導是正計画書の提出がないとき又は新規許可申請がないときは、原則として、条例第39条第1項の規定に基づく措置命令を行う。

(ウ) 指導の過程で当該違反広告物等を自主撤去し、又は許可を取得し、是正措置が完了したときは、担当職員により是正完了確認を行う。

ウ 条例第9条第10項、第23条第8項、第34条の3第8項(許可条件)又は条例第13条第1項(維持管理)の規定に違反して表示されている屋外広告物、又は設置されている掲出物件の指導。

(ア) 許可条件に違反又は維持管理がされていない当該違反広告物等については、(3)のイ(イ)から(オ)に準じて違反指導を行う。

(イ) (ア)の違反指導を行っても必要な措置がなされないときは、原則として条例第39条第1項の規定に基づく許可の取消しを行う。

(ウ) (イ)の許可の取消しを行っても必要な措置がされないときは、原則として、条例第39条第1項の規定に基づく措置命令を行う。

(エ) 指導の過程で違反広告物等の是正措置が完了したときは、担当職員により是正完了確認を行う。

(5) 条例第29条第1項(特定屋内広告物の表示の禁止等)の規定に違反して表示されている特定屋内屋外広告物に関しては、次のとおり指導するものとする。

ア 発見次第、違反の特定屋内広告物に表示された連絡先等に電話又は訪問し、当該違反広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者に対して直ちに必要な措置を行うよう指導する。

イ アの指導を行っても必要な措置がされないときは、原則として条例第39条第1項の規定に基づく措置命令を行う。

(6) 条例第18条(特定屋内広告物の表示の届出)又は第30条(特定屋内広告物の表示の届出)の規定

に違反して表示する特定屋内広告物に関しては、次のとおり指導するものとする。

ア 特定屋内広告物の表示基準に適合しており、特定屋内広告物表示届を提出すれば表示の承認を得ることが見込まれる当該違反広告物等の指導。

(ア) 違反広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者に対する届出違反通知書の適切な送達先を確認する。

(イ) 違反広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者が特定できれば、届出違反通知書を送付又は直接交付により送達する。

(ウ) (イ) の届出違反通知書による期限までに指導の相手方が来庁しないときは、届出違反再通知書を送付又は直接交付により送達する。

(エ) (ウ) の届出違反再通知書の期限までに指導の相手方が来庁しないときは、催告書を送付又は直接交付により送達する。

(オ) (エ) の催告書の期限までに特定屋内広告物表示届等の提出がないときは、勧告書を送付又は直接交付により送達する。

(カ) (オ) の勧告書の期限までに当該違反広告物等を除却しないときには、原則として条例第39条第1項の規定に基づく措置命令を行う。

イ 特定屋内広告物の表示基準に適合していないため、特定屋内広告物表示届を提出されても受理できないと見込まれる当該違反広告物等の指導。

(ア) 違反広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者への届出違反通知書等の適切な送付先を確認する。

(イ) 違反広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者が特定できれば、届出違反通知書を送付又は直接交付により送達する。

(ウ) (イ) の届出違反通知書による期限までに指導の相手方が来庁しないときは、届出違反再通知書を送付又は直接交付により送達する。

(エ) (ウ) の届出違反再通知書の期限までに指導の相手方が来庁しないときは、催告書を送付又は直接交付により送達する。

(オ) (エ) の催告書の期限までに是正指導計画書の提出等がないときは、勧告書を送付又は直接交付により送達する。

(カ) (オ) の勧告書の期限までに当該違反広告物等を是正しないときには、原則として条例第39条第1項の規定に基づく措置命令を行う。

(キ) 指導の過程で当該違反広告物等を自主撤去等し、是正措置が完了したときは、担当職員により是正完了確認を行う。

(ク) 指導是正計画書が提出されたときは、下記により取り扱う。

a 指導是正計画の宥恕期間は、提出日から最長で6箇月以内とする。

b 指導是正計画の内容を審査し、不備等があれば必要な補正を指導する。

c 是正期間までの間、適宜進捗状況を確認する。

d 是正期限までに是正がされない場合は、原則として条例第39条第1項の規定に基づく措置

命令を行う。

(7) 条例の規定若しくはこれに基づく許可又は当該許可に付された条件に違反することが明らかな表示の工事中の屋外広告物又は設置の工事中の掲出物件に関しては、次のとおり指導する。

ア 違反広告物等であることが明らかな表示の工事中の屋外広告物又は設置の工事中の掲出物件の場合は、当該屋外広告物を表示し、掲出物件を設置し、若しくは屋外広告物若しくは掲出物件の規模、形態若しくは意匠を変更しようとする者又はこれらを管理する者に対して工事停止指示書を交付し、直ちに違反工事の停止を指示する。なお、当該工事現場に指示する相手方がいない場合は、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を指示する。また、工事依頼主若しくは工事業者に是正指導のため来庁をさせるものとする。

イ アの工事停止の指示に従うこともなく工事を続行する場合、緊急の必要があつて京都市行政手続条例第14条第1項に規定する意見陳述のための手続をとることができない場合に限り、当該屋外広告物を表示し、掲出物件を設置し、若しくは屋外広告物若しくは掲出物件の規模、形態若しくは意匠を変更しようとする者又はこれらを管理する者に対して、条例第39条第2項の規定による工事停止命令を行うこととする。

(8) 上記各号に掲げる違反指導に該当しないときは、別途、都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課長が定める。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第7条 措置命令を行おうとする場合は、京都市行政手続条例第14条第1項第1号及び第2号の規定により、意見陳述の場として聴聞又は弁明の機会の付与を行う。

(措置命令)

第8条 措置命令については、次の各号のとおり行うものとする。

- (1) 措置命令の送付は、配達証明郵便、内容証明郵便、手交若しくは差し置きいずれかの方法により行う。
- (2) 措置を完了する期限は、発送の日から起算して概ね1箇月以内の期限とする。
- (3) 措置命令を行った時点(命令書の日付と同日)における現場の状況を記録するため、写真の撮影を行い、後日の証拠として保存する。
- (4) 措置命令を行ったときは、条例第39条第4項の規定により、命令を行った旨の公示をする。
- (5) 措置命令を行ったのち、違反広告物等を撤去したとき、又は是正のための許可を取得し、違反広告物等の是正措置が完了したときは、担当職員により是正完了確認を行う。

(許可の取消し)

第9条 許可の取消しについては、次の各号のとおり行うものとする。

- (1) 許可取消通知書は、配達証明郵便で送付する。
- (2) 許可の取消しを行った時点(取消通知書の日付と同日)における現場の状況を記録するため、写真

の撮影を行い、後日の証拠として保存する。

(刑事告発及び行政代執行)

第10条 措置命令を行った場合において、命令書の期限を経過しても措置がなされないときは、原則として、所轄警察署長に刑事告発について協議するとともに、法第7条第3項に基づき行政代執行法に定めるところによる措置を行う。

(略式代執行)

第11条 略式代執行については、次の各号のとおり行うものとする。

- (1) 条例第39条第3項に基づく公告を行う。なお、調査の状況については、当該違反広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者を過失なく確知できないことを立証するための資料となることを踏まえ、適切に作成し、保管するものとする。
- (2) 公告の期限が到来し、かつ、当該違反広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者が判明しなかった場合は、当該違反広告物等について略式代執行を行い、保管する。

(簡易除却)

第12条 違反広告物等が、はり紙、はり札等、広告旗又は立て看板等であるときは、法第7条第4項の規定に基づく除却(以下「簡易除却」という。)を行い、保管するものとする。ただし、簡易除却した広告物がはり紙である場合は、保管しない。

2 簡易除却の委任に関し必要な事項は、別に定める。

(保管した屋外広告物等の公示及び売却)

第13条 略式代執行又は簡易除却において屋外広告物等を保管したときは、条例第39条の2の規定による手続を行うものとする。

(保管した屋外広告物等の返還)

第14条 略式代執行又は簡易除却において保管した屋外広告物等の返還の手続に関しては、条例第39条の3の規定により行うものとする。

(保管した屋外広告物等を売却した代金の返還)

第15条 略式代執行又は簡易除却において保管した屋外広告物等を売却した代金の手続に関しては、条例第39条の4の規定により行うものとする。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日決定）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。